

暫定予算に関する規則を廃止する規則

第1条 平成15年6月18日施行の暫定予算に関する規則を廃止する。

附 則

本規則は、平成26年11月29日より施行する。

(廃止理由)

平成24年4月1日の公益法人化に伴い、公益社団法人が策定する次年度予算は、会計年度開始前までに理事会が決定し、内閣府に届け出ることが義務付けられたため、暫定予算の編成を行うことがなくなったことから、同規則を廃止するものである。

(参考)

I-4 (旧)

暫定予算に関する規則

(目 的)

第1条 本規則は、定款第38条に基づき、暫定予算について定めるものである。

(執 行)

第2条 理事長は、収支予算が会計年度開始前に総会の承認を得られない場合は予定される期間について、前年度予算の範囲内で暫定予算を編成し、理事会の承認を得て執行することができる。

(報 告)

第3条 理事長は、直近の総会に前条の暫定予算について報告し了承を得なければならない。

(本予算)

第4条 暫定予算は本予算に組み入れるものとする。

附 則

本規則は、平成15年6月18日より施行し、平成15年1月25日より適用する。